

## 市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領変更箇所

市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領（2024年4月1日改訂版）について、旧「記載要領」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
3	<p>XI. 添付書類について （略） (1)～(13) （略） (14)最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近2年間に終了する各事業年度の有価証券報告書に記載されている連結財務諸表及び財務諸表に添付される監査報告書を除きます。）並びに各事業年度における<u>中間会計期間及び各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写し（旧法による四半期報告書が提出されている場合は、当該四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書の写しを含みます。）</u> (15)～(19) （略）</p>	<p>XI. 添付書類について （略） (1)～(13) （略） (14)最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近2年間に終了する各事業年度の有価証券報告書に記載されている連結財務諸表及び財務諸表に添付される監査報告書を除きます。）並びに各事業年度における<u>四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書の写し</u>  (15)～(19) （略）</p>
3	<p>最終更新日 <u>2024年4月1日</u> 適用対象 <u>2024年4月1日以降に市場区分の変更申請を行う会社から適用</u></p>	<p>最終更新日 <u>2023年12月26日</u> 適用対象 <u>2024年1月15日以降に市場区分の変更申請を行う会社から適用</u></p>

以上